字

contrat d'indemnité) である。 **險又は物保險と稱せらる」もの** ふやうに物保險 (Assurances de choses) と人保險 (Assurances personnelles) に區別しても、海上保險は損 やうに之を損害保險 (Schadensversicherung) と定額保險 (Summenversicherung) 保險は觀點を異にするにより種々に類別することが出來るが、 種類の保險は殆んど總べての法律學者に異論ないやうにそれは損害塡補の契約 從つて海上保險も亦特に英法の規定を俟つ迄もなく損害塡補 **〜範疇に屬することは明かである。而して此の損害保險又は物保險と稱せら** 法律的には或ひは獨逸の學者が通常區別 K 亦佛蘭西の學者が普通行 (Contract of indemnity, の原理の支配を受く

=

格に實行せられてゐるか何うかは別問題であり、便宜的には反つて此の原則を離れて其の損害塡補の範

海上

保険に於ける評價の効力

きものなることは弦に改めて述べる迄もないことである。然し乍ら損害塡補

の原則が

此の

種

の保険に於て嚴

¹⁾ Marine Insurance Act, 1906, 2. 1.

して行き度いと思つてゐる。 て叉評價 ひは縮少せられ時には亦擴大されてゐる現狀にある。そこで私は本稿に於ては、 の闘する限 りに於て、 損害塡補 の原 則が 如何に具現されてゐるか亦如何に制約されてゐるかを明 海上保險證券上 一の評價 を通

ልነ

以外 多 海 泰 三 海 海 三 多 海 三

5 26) とを要すと規定してゐたのである。 積荷共に其の價額の四分の三のみの保險を許されてゐたのであり、 てゐたもので、一 0 が 行はれてゐたに過ぎなかつたもの」やうである。而して其の當時の法令は亦此の無保險の一定割合を規定 7 海 は船舶四分の一積荷五分の一の無保險を要求したのであり、 如く、 L Marine (art. 18. 19) 等に於ては、 五五六年より一五八四年の Guidon de la Mer (ch. II art. 11, ch. XV art. 3) 又一六八一年の 一保険の 精々でその價額の一定割合は無保險の狀態に置くこと即ち被保險者の負擔とすべき旨の割 初期に 四三五年の Ordnance des magistrats de Barcelone sur les assurances (art. 2) 於ける伊太利英國等の證券には被保險船舶又は積荷 積荷の保険に當りては少くともその價額の一割を無保險たらしむるこ 亦一五三八年の 亦一五六〇年の O 價 額 Ø 記載は行はれてゐなかつ Ordnance Ordnance de de に於ては Burgos 合 Ø (art. た 記

然し乍ら海上保險證券に被保險船舶又は積荷の確 定價額を記載することの必要は海上保險の初期に於ても感

Gow, Marine Insurance, 5th Ed. by K. Page, 1931, p. 64.

することに依り、 る方法の ぜられてゐたものであつて、 て保険證券には 利得を得んとして、保険證券に 行はれ 7 るた地・ 亦保險者により支拂はるべき塡補額よりも小なる利益關係しか有しない者がと Æ 保險金額の實際價額への減額を行はれることなく其の支拂を受けんとしたのであるが、 確なる評價額を記載 方の當局はこれ 狡猾なる商人の或者は全然自己 vaille que vaille, fasse ou ne fasse pas が爲に實際に失へる價額より大なる金額の支拂はる」ことを防 せんことを規定したのである、 一の利 害關 係なき船舶を保険するに 叉は 即ち其の道の經驗家 soit ou non soit 依り 等の文句 (Prud'hommes n 萬 K が Ø んと 斯 利

gens experts)

に依る評價を求めたのである。

保險 デン と言はざるを得ないのである。 益するところがあつたのである。 n 斯くて保險者はこれが爲に被保險者の惡意ある過大評價の弊を発れ、 證券上 は 獨逸の法律家達は被保險船舶の評價をして强制的なものと見傚してゐたのである。これに依つて見ると、 Ordnance de Philippe II Laffargue に評價を行ふことは決して被保險者の利益の爲に要求されたものでないことは明かであり、 の言ふ如く、 にも被保険船舶の評價を行ふべき旨の規定を有してゐたのであり、 公益上の理由 從つて一四三五年及び一 (Pour le bien et l'utilité de la chose publique) を强調 四五八年の Ordnances de Barcelone 所謂 賭博保險を防ぐ上に於て大い 及び一 昔のスヱ せるも 從つて 五六三 に利

以 上のやうに、保險證券上の 海上保険に於ける評 價の効力 評價 以が强制 的なものとせられてゐたにも拘はらず、 其の後次第に任意的なも

0

Desjarden, Traité de droit commercial maritime, tom. VI, 1887, p. 425.

Laffargue, La clause de valeur agréée dans les assurances terrestres et maritimes, 1936, p. 170.

ある。 en ものではないと Emerigon るやうであり、 保險證券になさる」こと(l'estimation en sera K となつて來てゐる。即ち。Guidon 評價し、 Marine (art. 8) 然し乍ら强制的から任意的 et sur estimation, faire son assurance.) とあって强制に反する規定をなしてゐる。 且つその評價に基き保險することを得。」(Pourra le bourgois estimer en la police la 亦 Valin, Pothier も斯く解してゐるやうであるが、 K は 「船體龍骨船具器具武器及び食料品又はそれ等の一部を保險するときは、 が Stracchaの説に同意を表してゐる通りであって、 への轉換となつて現はれたのは、 de la Mer (ch. 15, art. 5 et 13) faite par la police)」と規定し、一 事實は被保險物件の評價は保險の本 これを以て直ちに公益性よりの離脱 は「市民は船舶 强制的なも 見評價の必要性を示め に有する持分を保険證 Ø 叉 とは思 其の part qu'il 質的な を意 X 評 劵 O て 價 で 4

荷 た様 價が保險證券に依るときは、 とのみあり、 するものとはならない。 に闘 以上 に諸法令に於ては被保險船舶の評價を保險證券上に記載すべき旨の規定が存したにも拘はらず、 積荷の價額の協定を必要としたのは、一定の商品殊に殖民地 は船舶保険の評價に關していあるが、 しては斯かる規定はなく、Guidon de la Mer (art. 13) 亦 Ordnance de la Marine に於ても第八條は船舶のみに就てし 積荷の價額は帳簿又は送狀により確められる」とあるのみであつた。 積荷保険に於ては斯かる發展が生じなかつたのである。 に於ても其の からの農産品等の輸入に於けるが如く、 評價は保險證券に記載することを得 か規定せず、 其の第六四條は 然るに 被保險積 K 述 到

^{4), 5)} Cité par Emerigon, Traité des assurances et des contrats à la grosse, éd. par Boulay-Paty, 1827, tom. I p. 274.

^{6), 7)} Emerigon, loc. cit.

海上保険に於ける評價の効力

一保險證券上被保險物件の價額

は必ず記載せらるべきものではなく、

包含せしめて共に保険せんとして行はれたので、 險に於けるが如 行はれたので、それは主として被保險者が積荷 着して始めて値 亦當時希望利益の保險が禁止されてゐたのであるが、 段の定まるものに く公益性を强調 て强制的なものとなしたのではなく、 ありては時價 O を立てることの 價 かゝる要求から發展して來たのであるから、もとより 額 Ø 正當性を保險者に證明することの手數を省く 困 難が 被保險者は此の利益をも あ 始めより任意的であつたのである。 ムる困 積荷價 Ø 額 便宜手段 船 對し 舶保 中

者の有してゐたであらうと思はれる同一 るべきである。 は、 爲に設けられると同時に他方に於て保險者の利益をも毀損せざるところにその存在の意義がある。 である。 ば評價存在の根據は何れにありやと言へば、 以 損失の場合にその損失の結果に對して出來る丈完全な損害塡補を被保險者に與へんとするものであると見 Ŀ 0 樣 即ち K 積荷保険は始めより 即ち評價の 「保險は損害塡補の契約である 目的は理論上は被保険者をして損失の際に、 任意的であり船舶保険では强制的 の地位に置くことにあるのである。」 それは損害保険の原則即ち損害塡 から、 保險證券に依り保護せられたる利益を評價すべき原則 から任意的 その損失が起らなかつたならば被保険 換言せば評價は被保險者 に轉移して來たのであるが 補の原理に見出さねばなられ O

亦今日各國の法律も價額 の記載

Stevens, An essay on Average, First American Edition, 1817, pp. 168-9. Arnould, On Marine Insurance, 10th Ed. by de Hart & Simey, 1921, Vol. IO) I p. 466.

求はしてゐない。 言つても差支へないのである。 上保險證券は殆んど例外なく評價濟のものであつたが、 評價の行はれざる證券即ち Unvalued Policy 今日の實際も大體評價濟證券 の存在もあるのであるが、 Valued Policy ンザ 同 盟 であると 時 代 0

ない きは殆 なるのであるから、 ときは、 (ハ運賃は船舶到 始のときの K K あり あり のであるとしてゐる。 んど損害塡補と言ふものゝ辛ふじて塡補を受け得るものであるに反し、 ては航海開 ては原價 博士に據れば、 反つて船舶が無事に安着するよりも途中事故の爲に滅失する方が法律上有利の 價額 達の際得らるべき總運賃に保險の費用を加へたるもの (Palmer v. Blackburn, 1822)、 に艤裝品貯藏品並 (例 始 積荷の被保險者及び船舶運賃の保險者は斯かる評價未濟證券を用ひざるに至り事實亦用 の際被保險者に對する利益の ば送狀價格) 評價未濟證券の場合に後日 に船員の食料船員給料の立替金及び保険の費用を加へたるもの に船積並 に保険の費用 價額に保險の費用を加へたるものであつて、之を研覈すると の評價額を支拂 (Lewis v. \$ Rucker, 1761) に際し、 船主のみは評價 英國法廷の諸判 (¤) 船舶に 地 位 に置か ありて 未濟證券による 决 O を以て れることし 結 、(三) は航 果(イ) 海開 積 他

٤٥ を使用せざる場合に於ても評價を協定せるものと推定し得るものであるが、 評 價即ち保險價額が協定に依り一 理 由のみによつて直ちに之を評價と見傚し難い。 定額に確定せしめらる」ととは事實問題であつて、 例へばその價額が保險金額を示めすものとして亦保險 單に保險證券上に價額が 特に 評價 (Taxe) 記 Ø 載 字

句

¹⁾ 例へば英國の Marine Insurance Act, 1906, § 27-1. 2) Bruck, Das Privatversicherungsrecht, 1930, S. 507.

³⁾ Gow, ibid., p. 66.

⁴⁾ Gow, ibid., pp. 66-7.

〇〇條 價とならない。然し乍ら佛蘭西では評價 は保險金額を以て保險價額とすと定めて評價に代用し、 料算定の標準としてのみ用 を定めないときは保険金額を以て評價額と推定せられ、亦我積荷保険證券(十條)は保險價額を定めざるとき うである。 款あるときは、之を評價と見做してよいのである。亦保險金額は之を以て直ちに評價額とは見做し得ない。ハ に與へ ザ 協定により更に其の證明を要せず」(Auf Grund gegenseitiger Vereinbarung ohne weiterer Beweis.) との約 都市時代の海上保險は殆んど評價保險であつたが、 一項)も我商法と同様である。 られたる一定額が單に總額の爲に計算上の基準を示めすやうな場合に於てもざうである。但し 我商法 (六五八條) ひられてゐる如き場合、 では積荷の到達により得らるべき利益又は報酬の保險に於て特に其の保險 次に暫定的評價 (valeur agréée) と同様に見做されてゐる。 又は種 (évaluation provisoire, vorläufige Taxe) 其の場合は保險金額を以て評價額としてゐたもの 獨乙商法(八〇二條)並に × の物 件が同一 證券に總額に於て保険せられその 同國 般海上保險定則 は亦兹に言ふ評 「相 7

in this policy, are and shall be valued at L." merchandises, etc., for as much as concerns the 旨を特に保険證券上に示めしてゐるものもある。 評價 は被保險者が保險價額を申告し保險者之を承認するか又は兩者に依りて協定せられたものである。 "Le soussigné assure àla somme とすることにより、 assured, 即ち英國のロイズ證券には、"The said ship, etc., goods and by agreement between the assured and the assurers portant sur les 亦佛蘭西の船舶保險證券の特別 corps, etc., estimé de gré 此

梅

上保険に於ける評價の効力

^(3), 6) Ritter, Das Recht der Seeversicherung, Bd. I, 1922, S. 239.

⁷⁾ Police française d'assurance maritime sur marchandises, 1928, § 15.

我國 bestimmten 條 保險者の 者の承認 保險者被保險者の 意 ば保険者の に基くことを明か (商法七九三條 Ø 證券に qu'ils vaillent せる合意の評價として取扱つて差支へはないと思はれるのである。 申告價額 承認が與 Betrag (Taxe) festgesetzt,...." 於ては特別 合意による旨を示めしてゐないとしても、 (Valeur 一項 にしており、 plus ou moin, られ K な表現はなく、 8 たも déclarée) 同樣規定 のと見て、 更に獨乙の證券には特別 les は保險證券上 あり parties 單 之を評 K K 保險價額欄 とあることにより renon cant "Ist に記載 價 (Valeur durch ž に記入せらる réciproquement à n の文句は見出し難 特別 agréée) Vereinbarung 保險者が證券に署名して交付せらる」も 評價は合意の結果たることを示めしてゐるが。 Ø 事情なければそれは被保險者 と區別する必要はな 1 Ø みである。 une der 蓋し合意を特に いが、 autre Versicherungswert auf 同 然し 國一 estimation." V 作らそ 般 からである。 明 海上 Ź) K が O 保險定則第 申告し 記 せずとも とあつて 載 Ø は な 保 特 n 被 K

=

る丈實際價額 き時 商法六五六條・ 價 期 は 旣 に就ては K 述べ (Actual value, 獨商法七九五條・英海上保險法一六條)、 他 たやうに、 の陸上保険と異なり、 valeur réelle, 海上保險 0 原 則 特約なき限 wirklicher たる損害塡補 D, Wert) 積荷にありては大體船 船舶 性 ح より K あ 致せらるべきである。 由來するも b ては保險者責任開 ので 積の あるから、 地 及び時に於ける價額 始の 而し とき その て其の價 評 0 價 價 額 額 額 を で は あ 出 決す 來 b

⁶⁾ 同說 加藤由作 海上被保險利益論 昭和十二年、105頁。

⁷⁾ 佛蘭西では時に兩者を區別するが後に説明する。
1) 佛蘭西では法律に定めなく、Ripert 氏は陸上保險と同様に損害發生のときと解してゐる (Droit maritime, tom. III, 1930, p. 580) が、Desjardins 氏は保險開始の時としてゐて (Op. cit., p. 432.) 通説は後者のやうである (加藤由作前掲書153頁)。

6 荷證券面の價額に信賴せざるを得ないのである。 を得ないのである。即ち船舶保険に於ては、船舶は常に一箇所に碇泊してゐるものでなく航海中のこともあ 裕ありとしてもそれは遠隔地に存するものであつて檢査不可能となり、結局は被保險者の申告即ち送り狀や船 額の確認は相當の困難がある。即ち一時に多數の契約をなしつゝある保險者は一々之を檢査し得ず亦檢査 に船舶の評價に當りては單に船名錄による詳細を知るのみにて實質上は被保險者の申告に賴るものである ぼり、且つ今日の船舶は大資本を投ぜられたもの故些少の評價上の狂ひも相當の金額に達するものである。 價額が其の實際價額であるか否かを檢討して承認すべきであるが、之を確實に知ることは誠に困難と言はざる してゐる(商法六五七條・獨商法七九九條・英海上保險法一六條・佛商法三三九條)。然るに保險者は其の申告 、亦之を精密に檢査する爲には相當期間特定の港に滯泊を餘儀なくせられ從つて時間と費用の損失莫大に 保險者としては相當の注意を拂つて賭博保險に陷らざるやう努むべきである。亦積荷保險に於ても其の價 の餘 故

者へ其價額ガ著シク過當ナルコトヲ證明スルニ非ザレバ其塡補額ノ減少ヲ請求スルコトヲ得ズ」となし、 大體次の如く法律上之を明かにしてゐる。即ち我商法第三九四條は「當事者ガ保險價額ヲ定メタルトキハ保險 からには、 斯くの如く評價に於ける保險者の承認の內容は甚だ貧弱であるが、一旦之を承認し合意を以て協定したる上 九三條一項には "Wird durch Vereinbarung der Parteien der Versicherungswert auf eine bestimmte 其の評價は當然被保險者のみならず保險者をも拘束するものと言はざるを得ない。 此の點に就ては

海上保険に於ける評價の効力

Summe (Taxe) festgestellt (Taxierte Palice), so ist die Taxe unter den Parteien für den Versicherungswert intéressée emprunte à leur volonté commune une force obligatoire." No insurer and assured, conclusive of the insurable value of the subject intended to be insured, whether the massgebend."となし、亦英國海上保險法第二七條三項には "The value fixed by the policy is, as between the be tatal or partial."と規定することにより之を明かならしめてゐる。 Ripert 氏は次の如く之を明らかならしめてゐる。即ち、"Cette évaluation acceptée par les deux parties 佛蘭西では商法上特別の規定を見出さな

的なものか何うかに就て見れば、 以上の如く、 評價が當事者を拘束する點に就ては異論がないとしても、 その嚴格なものと然らざるものとがある。 其の拘束力は特別な場合を除き絕對

Rucker, 1761) その事情が本國で不明 が被保險者及び保險者の各々に對し絕對的な あると判決されてゐる (Barker v. Janson, 1893)。亦別の事件は 通りである。 至つて保險事故の爲全損に歸したのだが、此の場合其の評價は當事者を拘束すべきもので其の證券は有効 英法に於ては同國海上保險法の父である Mansfield 即ち、 十八世紀の半頃から評價の拘束力の絕對性は原則として確立されて來てゐる。今評價の拘束力 八千磅と評價されたる船舶が海上で遭難し殆んど修繕の價値なきに至つたのであるが な爲破損の現狀の儘評價八千磅として六千磅の保險を附したのである。 ことを明かにせる判決の一例を 卿により旣にこの Hetton 號が Uhlenhert 號の爲沈沒せしめら 點に就ては確定せられ (Lewis Arnould 氏著書より掲ぐれ ところがその後 ば次 C

K

Ripert, op. cit., p. 582. 2)

Arnould, ibid., pp. 471-472.

上保険に於ける評價の効力 (久水)

海

n すれば生じた積荷の單獨海損 何うであらうとも 部 へ る 如 く も Ø たるとき、 權利あり 船 「保險證券中 前者は 主が相手船より賠償金として得た五千磅に對し、 と言ふにも拘はらず、 此 評價六千磅とし Ø 原 則 Ø 評價 K は例外 に際して此の原則を否定せる反對論を一蹴して、 Ø 効力は絶對的なものとされ亦同國 は認め得ざるものとしてゐる。 其の全額を請求し裁判所も亦之を認めたのである。 て 同 額 0 保險 K 附 3 n 7 船主が同號 あ う かくて海上保險法第二七條は、 の現代の學説に於ても之を肯定し、 た Ø で の實價が九千磅であるから自己 此 古來より此 Ø 保 險金額を支拂 おれば Domas の原則を認めた判決 つ 從來とか た保險者は 氏 事 情 の言

約で を確認したのである。」 やうで 性を輕 一額を であるから、 の矛循を如何に調和するかと言ふことについては、 佛 あるから受け 蘭西で ある5) 超過 0 視してゐると見て差支へない 損害塡補性からして保険者は被保険物件の 받 は 即ち英法は合意の拘束力と損害塡補 るやに就て證明 評價の拘束力に就て 被保險者は評價を以て實際價額としての正當性を證明せるものなれば、 たる損 公害以上 を要するものとなし、 K は既に 保險者に塡補 が、 述べ 佛 蘭西 た様に之を認めてゐるのであるが、 Ø 請求を爲し得ないと言ふ損害塡 は 0 此 原 確 則 實際價 評價は被保險者の申告し 7 Ø に此 點に於て評價約款を單 とを調和するに於て、 額に就て爭ひ得るとしても、 の逆を行つてゐると言ふことが出來る。 合意の たる價額を保険者が なる學證 海上 補の原則と此 拘束力を重視 保険契約は 保險者は評價 責任の轉換として 事實保險者は實際價 Ø 損害塡 評價 L 承認せるも 加 額が實際 て 0 損 拘 補 害塡 ねる 束 Ø

價

Domas, L'assurance maritime au Lloyd's, 1937, p. 253.

Ripert, op. cit., p. 583.

額の證 de perte ou d'avaries, demander la justification des valeurs rééelles et,......"の規定を設くるに至つたので ではない。 して、積荷證券第十六條に "Nonobstant toutes valeurs agréées, les assureurs peuvent, lors d'une réclamation されば保險者は評價を爭ひ得るも、實際價額の證明は之を被保險者に委ね保險者はその責任を発れんと 明は行ひ得ないものである。蓋し保險者は被保險者の申告價額を承認したものであるが之を檢査した 從つて評價が實際價額と一致せることは被保險者により證明せらるべきで保險者としては不可能

ある。

る評價 評價より小なりとの證明を行ふとも、その評價の協定は依然當事者を拘束するものである。從つて獨逸に於け ないのみならず、保險者被保險者共に相手方に對する反證をも許さないのである。亦保險者が其の實際價 てもそうである。更に保険契約者は評價を協定せることによつて、後日保險價額の證明を行ふことも必要とし 超過せる場合であるが、然らざる場合は評價は保險價額として決定的(massgebend)であつて、超過保險又は のと見て差支へない 部保險を定むる上に於て亦最少責任額の算定上に於ても然りであり、 獨逸に於ては評價の拘束力は特別の場合を除き絕對的である。特別な場合とは即ち評價が著しく實際價額を の拘束力は、 英法の如く嚴格ではないが、 のである。 佛蘭西法の解釋の如く緩慢なものではない。寧ろ英法に近い 且亦船舶の修繕無價値を決する上に於 額が

P

我商法の規定はその母法たる獨逸法の解釋に從つて差支へなきものと思はれる。只其の規定の字句の使用上

Ritter, a a. O. S. 240.

Ritter, a. a. O. S. 238. 8)

み行は げを行ひ得る權利を望んでゐたのであるがそれは失敗に歸したのである。而して此の低評價又は不足評 塡補を特約せるときは 部保險 (assurance partielle) と混同せらる可きでない。 Ripert 氏は 價額に相當する保險料を收受し得ない事情にあるから、 ることは、被保險者をして容易に委付をなさしめ亦分損の場合に其の損害金額の支拂を要するに拘はらず實際 物件の全體を保險者の危險に置くことを協定せるものであつて、 であるから、 も行はれてゐるのである。低評價が行はれても其の評價が實際の保險價額と見做されて當事者を拘束するも estimation ou évaluation insuffisante) の行はれるのは被保險者の過失の結果なることもあるが亦時には故意に 今保險證券上の評價額が實際價額より小なる場合に於ける n たのでその範圍以上には出ない。 勿論保險者は其の評價の引上げを請求し得ないのである。保險者としては斯かる低評價の行 一部保険となるのである。 之に反し當事者が被保險物件の價額に相當せざる(より低い) この保険では被保険物件を評價することを主張しないが然し 非常に不利益である。 一評價 當事者の協定は被保険物件の 「低評價の行はれた場合は當事者が被保険 Ø 效力に就て述べて見る。 從つて保險者は其の際評價引上 評價に關 低評價 價 損 て は は

海

上保険に於ける評價の効力

Ripert, op. cit., p. 588.

Ritter, a. a. O. S. 241.

Ripert, op. cit., p. 589.

ての constructive 難 利である。 款第十三條には「委付ヲナサントスル する保険料を支拂つて受け得ると同様の損害塡補を受けることが出來るのである。 risque, Versicherung auf である。今此れを各々に就て見れば、 ortionelle) が行はれてゐるのであるが、 K る保險者の塡補方法は、 るのである。」として此の兩者の區別を明かにしてゐる。 は同 相當する保険料を支拂ふことにより、 低評價が修繕後の船價と見做され得ることによつて容易に委付を行ひ得るが爲に被保險者としては更に有 蓋し被保險者は不足評價の爲にその評價額と實際價額との差額に相當する保險料を節約して、 は事 を明 時 K 故 即ち委付に際してはその修繕費と修繕後の船價との比較を行ふにあたりて、 確 評價 の發生せるときは其の正當なる實際價額を知つてこれに基いて保險者の支拂ふべき塡補 total loss ならし の絕對的効力を保持せしめる上に於て此の旨の約款即ち評價約款 (Valuation clause) めてゐる。 the 保險金額に達するまでは全額之を塡補するを以て被保險者にとりては甚だ有利 erstes insured value shall 英國の Risikos) トキ以後要スベキ投荷ニ Institute 保險評價額迄の損害に對しては實際價額を保險せると同樣即ち之に對 と同様となりて、 此の低評價の際は海上保險に於ては此の原則が適用されないのが普通 分損の際船舶保険にては第一次危険の保険 þe Valuation taken as 即ち一部保險に於ては比例塡補の原 被保險船舶の受ける損害換言せば其の修繕費に對す Clause the 因ル積荷及ビ運送賃ノ損害ノ見積 repaired value." には uI" ascerting whether the vessel とされら 更に亦委付の場合に於ては (L'assurance au premier 修繕後の船價算定の 亦我國 則 (la 額 0 低 船 額を決定 を挿入し 對 舶 い評價 保險 ス prop ル 定す Si で 船 52

⁴⁾ 加藤由作、前掲書111頁、Ritter, a. a. O. S. 241, Ripert, op. cit., p. 588.

⁵⁾ 英法では Valuation clause を缺くときは、評價は當然に準全損後の船價とは 見做されない (mar. Ins. Act, § 27-4.)。

montant 能 舶 け 求 n ハ 1 ば低 ザ ル total V 額 丈それ丈免責步 至 並 と規定してゐる。 des IJ 修繕費 Ŋ ル dépenses である。 E 1 各見積 ŀ 看做 合 ٠ نو Ø 絕對 更 ス 額 K 又 Ø 亦被保險者は発責歩合額算定の上 額 ع nn 其 は 規定 合算 小 navire となるを以て、 す 額 る ガ pour ح 船 ٤ 舶 une K 保 t 然 reparation 險 D. らざ 價 額 亦 れば塡 = 佛 超 蘭 d'avaries に於ても同様に言ひ得る。 過 西 補 シ で Ŋ は 得られざる小 ル 船 場 船保險 合 depasse 限 約 IJ 損 款第 船 les 害も 舶 3/4 十 ガ 保險者 即 四 鮗 ち 儏 繕 K 12 ス K 價 ル ŝ が = 低 **-**

乍ら此 分擔 保險者は被保險物 善 共 同 Ō 然るに、 設り 保 額 同 意 險 當事者は該商品 に對 Ø Ø 入約で 問 者 犧 に就ては責任を資ふべ し 共同 牲 0 題 K 如 あ K て 對 就 は其 き地 る 海 件 7 からとして、 し分擔を要する場合は 損 位 0 Ø は Ø 質際價 共同 0 全額迄を保険せることを明示してゐるのであるから、 分擔額に於ては分損 K 全價額を保險する意思を有してゐたのであり、 立 てる 海 損 額たる負擔價 保險評 きもので、 ことは宜 Ø 分擔 價 は 保險 K しくない 保險 斯かる場合は寧ろ保險者のみが 額 L 0 て誤れ り場合に 評價 と評價 者 ታን 額に は る場合は特に被保険者の 額 評 らと言ふに 於けるとは 達す 價 との割合に於て比例塡補 額 K る迄全額負擔すべ 達 ある。 する 全く 迄其 別 即ち伊 な方法 從つて之を救助 Ó 分擔 其 太利 それ 3 しと言ふ Ø K の責任 腺つて 結果を負擔すべきである。 額 办 行は 全 Ø K В 一部を保険すべ Vivante 説あ れて K **ゐるのであ** 拘はらず被保険者をし せる爲に要する費用 あ 97) ねる らずし 氏 Ŏ それ が きで であ る。 被 は 保險 ર્ફેં あ 救 保 即 る。 險 助 ち 商 촖 契約 其 蓋 0

共

は

請

得る

に至るの

が

海

上保険に於け

る

評

價

0

効

力

⁶⁾ 我船舶保險特別約款第三種乃至第五種各二條及び三條。 Mar. Ins. Act., § 73-1., Allgemeine Deutsche Seeversicherungsbedingungen, § 30-8., Police française d'assurance maritime sur corp, 1928, & 18., Police française d'assurance maritime sur marchandises, 1928,

村瀬春雄、保險全集 海上保險講義要領、787頁以下。

とせば、 危險開始のときの價額なるを以て、 額算定に於て第三者が介入するを以て特に比例 する分擔額を減するから保険者は損害を蒙むるが、 きは其の分擔額が不利益となるから損失となる。 全額は保險者の負擔 曲 てねる。 K 依 h II) 保險者は更に多額の分擔を受け得るを以て彼にとつては利益である。 之に對し評價は當事者を拘束するものであるが之を以て第三者に對抗 比例原則を適用せらるべきものとして保險者の全額負擔に反對を表明してゐる。 たるべきものなるを以ていある。 共同海損の如く 原則の適用が可能であり、 商品價額の下落はそれが犠牲に供せらる」ときは、 航海終了の時と地に於ける價額との間に差等を生するの 反對に之に分擔をなすときは有利になるのである。」 斯くて 商品 價額 Ø 騰貴は若し 亦評價 之に反し は酸航 し 得な 該商 彼が 品が犠牲 O V 地 及び時で 5 此 れを分擔すると 共同海 K 供 叉は保險者 ح せら 損 分擔 K 理 뿥

以て英法と異なりたる態度を示めしてゐる。 なる以上其の分擔額の全額を塡補することは損害塡補 般海上保險定則 上 然 は 5 ば理 正當と考へるのである。 論上 何 n (三十條八項) O 説を妥當とすべきかとい 蓋し法律上特別 に據るを以て此 獨乙商法 ふに、 の規定ある場合を除き、 Ø 方法は行は 私は比例原則を排斥して全額塡補説に左袒し之を以て Ø (八三五條第一項)も亦全額負擔を規定すれど、 原理に一致するからである。 れて ゐない 0 部保險は之を論外としても全額保險 米國の判決は此 Ø 實際は 趣旨を 理

論

場合は三つに分けて考察するを要する。 保險 Ø 單 獨海 損 Ø 場合に 就て見れば 即ち積 如 何。 荷が數量的 船 舶 0 場 に減少して所謂 合同樣比例原 則 が 行はれ 部全損の場合、 て ゐない かと言ふ 航海 の途中積 K

ح

Ø

次に

積

荷

⁸⁾ Vivante, Troité théorique et phatique des assurances maritimes, traduit par Yeux, ed. 1898 No. 420, cité par Laffargue, op. cit., p. 222.

Laffargue, op. cit., p. 226. 但し分擔額塡補は當事者間の問題であつてこの 9) 理由は成立せぬ。

¹⁰⁾ Laffargue, op. cit., p. 22

Ripert, op. cit., p. 828. 11) 村瀬春雄、前掲書、787-8頁。 12)

荷

比

あ Ø 責に任ずるを以て、 って實價との比例が問題とはならない。 積 荷 が 部分的に滅失燒失流失又は漏出 此 の場合實際價額を問 したる場合には、 題にすることなく評價の相當部分が支拂はれ全損の場合と同 全數量に對する消失數量の割合に より 保險者 が 塡 樣

きは、その積荷が全損を蒙つたと同様の損害塡補が行はれる。 を俟たな も商 第六七〇條は此 の場合を更に二つに別けて、 情にある場合は、 _መ 額 積 業的に る特別の規定を缺くと雖も學說上同樣に解せられてゐる。 ŀ 荷 が不可 差ヲ以テ保險者ノ負擔トス」と規定してゐるが、これは獨商法第八七七條と同趣旨であり、 B 從つてこ 抗力により途中賣却されたるときは、 (Physically or commercially) des の點に就て、 marchandises) 實際では手取金を差引きたる全損支拂の形となつて行はれてゐるのである。 れ亦英國 航海の必要上 (Pour les besoins 「其賣却ニョリテ得タル代價ノ Ø 毀損積荷が賣却された場合には、 Salvage 目 loss 的地 System 迄運送し得られ
 所謂 と何等異なるところが Salvage loss System 中ヨリ運送賃其他 de l'expédition maritime) 但しその塡補額から賣却手取金を控除するは 即ち英國では積荷が航海の途中に於て實質的 **ず終局に於て準全損を構成するに至る** 我國英獨の方法と異なり、 ない。 なるものが採用 ノ費用ヲ控除シタル 然る 積荷が賣却されたると に積荷 避難 され 佛巓西 0 利益 港に於て モノ る。 英佛で 我 0 で が ŀ 爲 保險 商法 如 は 此 K は き

上保険に於ける評價の効力

(久木)

價

A. D. S. B. § 96 II II Versicherungswert Off 1) : Versicherungssumme 13) を用ひてゐるが其實質的効果は H. G. B. § 877 と何等異なるところなし。

Gow, ibid., pp. 175-6. 14)

Ripert, op. cit., p. 806.

を以て、比例塡補の原則を適用してゐるのである。 損積荷の有すべかりし價額と毀損の儘の價額を算定して損害額を計算し、以て保險者の責任を決するものなる

as the sum insured by this policy bears to the total value of the said property." 又獨逸では DTV-Teilschadensum insured hereby, the assured shall only be entitled to recover here under such proportion of the said loss されて、 Wert des Schiffes grösser ist als die Versicherungstax, nur im Verhältniss der Versicherungssumme 例原則を容認することとなつてゐる。即ち英國では、"This policy is subject to the condition of average, that は評價の拘束力の絕對性に對する例外を構成せるものであつて、この原則の逸脫は同時に亦船舶保險にも及ぼ は商法上特別の規定を缺くが積荷保險約款第八條にはその旨の規定を掲げてゐる。 的港に於て有する損品市價と正品市價を算定して其の損害額を算出し、その割合により保險者は責任を資ふも 三十條の明 のである。この點に就ては條文不備であるが我商法第六六九條の規定の精神であり、 to say, if the property covered by this insurance shall at the time of any loss be of greater value than 最後に積荷が毀損の儘目的港に到達せるときは明かに各國共比例原則の適用を認めてゐるのである。即ち目 大戦後の船價下落に拘はらず修繕費の増嵩による保險者の苦慮に對し次の如き約款が特約されて、比 かにせるところであつて、獨逸商法第八七五條英海上保險法第七條三項も亦同様であり、 "In Falle eines Teilschadens am versicherten Schiffe haften, die Versicherer falls der wahre 積荷保險の此の場合に於て 亦我積荷保險證券約款第 佛蘭西

¹⁶⁾ Ripert, op. cit., pp. 806, 825-6.

am Ort und zur Zeit des wahren Werte des Schiffes. Als solcher gilt an Stelle der Tax der Wert des Schiffes im beschädigten Zustand Beginns der endgültigen Repatatur zuzüglich der Reparaturkosten," と規定せる特

出來る丈低評價をなすことにより保險料を節約し、船舶實價に不足せる部分は特に「全損ノミ擔保」の條件に 約を挿入するのである。 補を得んとして行はれたに過ぎないものであつて、船價の不落と共に保險者は其の保險料收入の關係上之を制 險の金額に制限を加へ評價額の一割を超へることを得ずとするに至つたのである。 保險を以て其の差額を cover したのである。而して此の場合保險評價額を實價の半額又は甚しきときは四分の Disbursement Clause を以て、獨逸では Für behaltene Ankunft 佛蘭西では Bonne Arrivée 又は Prejudice て名譽證券(Honour policy)として保險し、 限するに至つたのは當然である。然るに今日軍擴時代の出現と共に更に船價の騰貴を誘發して幾分此 下落して來たが、その割合に修繕費が低下せず、爲にこれに處する必要上二樣評價の方法即ち全損の際に支拂 緩和して來たのである。 一四年より一八年に至る即ち世界大戰中に船價の甚しき暴騰に對抗する手段として、出來る丈實質的な損害填 一叉は三分の一の低額にして、その差額を此等の保險を以て塡補せしむるに至つたので、 扨て船舶保険に於て低評價の引上が行はれ得ずこれが當事者を拘束するものであるから、 此れに關聯して説明を要すべきは所謂 低額の保険料を以てその保證を得たのである。 Duplex System である。 もとよりかくる方法は 即ち大戦後船價 保險者は竟に 被保険者としては 即ち我國英米では 0 1此等保 は更に 制 限を 一九 Ø

海上保險に於ける評價の効力

に置くことを得ざる結果、 とせば支拂ふことを要せさる部分の塡補額を、然らざるが爲に全額支拂ふことを要する部分を保險者の責任外 不利益を調節し、比例塡補原則の不適用より生ずる不利を救濟し得たのである。即ち比例原則が行はれてゐる ふ船價を低くし其の他の場合には高くしたのである。保險者はこれにより評價の拘束力から來る保險料收入の 船價引上の方法により保險料を增額し之を塡補し得るに至つたも O と言はねばな

らね。 實問題であつて玆に一律的にその割合を示めすことは出來ない。苟も其の保險契約が眞正の保險取引の れと同趣旨である。 る。此の規定は其の本質に於ては獨逸商法第七九三條二項と同樣であり同國一般海上保險定則第六條二項もこ の拘束力と言ふ點より見て、その評價額を引下げ從つて之に伴ふ保險料の割戾を請求することは出來ないのを 有し難いと考へられるが如き程度に其の評價が實際額を超過したるときは、これに該當し得ると言ひ得よう。 蓋し保險價額は被保險利益を金錢に見積りたる額であるから、その評價額が被保險物件につき有する利益の 原則とする。然し乍ら我商法第三九四條は著しく過當なるときは保險者は塡補額の減少を請求し得るとしてゐ 次に問題になるのは、 五 然らば玆に著しく過當 (Erheblch übersteigt) とは如何なる程度のものを言ふか、 保險證券上の評價額が實際價額より大なる場合に就てゞある。この場合に於ても評價 それは事 性質を

る。 が、 効たらしめ(民法一二一條・獨民法一四二條)、若し保險契約がその評價協定なければ成立し得ざるも 般規定により取消さるべきものであつて を塡補する際に適當の するに至るものと言ふことが出來るからである。 度に比較して見て、その評價額中に存する被保險利益の眞正 ける錯誤は縁由の 返還するは異例に屬すべきである。 此の場合それに相當する部分の保險を保險者をして收得せしむることは、 其の保險契約をして利益保險の域を脱せしめ賭博保險に近く見做され得るが如きは、 從つて亦保險契約の無効をも來たすものである。亦過當評價が錯誤に基く場合は、 錯誤 減額をなすことは、 (Irrtum Ħ Beweggrund) であるから評價の無効を來たすことにはならぬ 而して此の過當評價が悪意又は詐偽等に依り行はれたるときは、 (民法第一二三條·獨民法第一二三條)、 保險の損害塡補性より來たる當然の結果でなければならな されば斯かる賭博的部分と見做し得る金額 の價額と見做し得るもの以外に附加され 法律の趣旨に適ふものであつて その取消 實際の保險價 保険契約の本質を失 の結果は同 K つき其 たる質 協定を 民法 のなると Ø の額に Ø 評 Ø で 價 額

等 棄することは差支へないのである。 ひ得る。 て被保險者ではない。 Ø 今過當評價 制 限をも受け得ない 旣に 塡補金額を支拂つた後にありても差支へなしとしてゐる。 K 闘する獨逸法 そしてその權利 もので の解釋について見れば、 あるから、 而も其の減額權の行使は其の行使時期に就て制限がないので何時にても (請求權 「評價を爭はず Anspruch この場合評價額の引下げを求め得る者は保險者の Die でなく形成權 Taxe ist unanfechtbarkeit.)] 亦保險者の Destaltungsrecht であるが) 减 額權は との約 他 O 事 款が 情 は之を K 存 より み 在 K 何

上保険に於ける評價の効力

Ritter, a. a. O. S. 245.

I) Ritter, a. a. O. S. 242-247. 2)

響を受くることはない。蓋しその理由とするところは、彼保險利益の過當評價は存在せざる被保險利益 明を要せず、(Ohne weiteren Beweis hinsichtlich der Taxe.)」の如き約款は此の場合援用し得ないものとされ ればならね。これを證明し得すして評價の減額を求むることは出來ね、從つて此の意味に於て「保險者は評價 保險者がその評價額の減額を求むるに際しては、その評價額が實際價額より著しく過當なることを證明 の證明を行はず (Der Versicherer verzichtet auf jeden Nachweis der Taxe.)」とか亦「評價に闘しては更に證 てゐるものであるから、從つて此の原則を破り亦は之を排するが如きことは許されないからである。而して亦 に外ならす。金錢に見積り得べき利益のみが保險し得られると言ふ原則は、 此の場合は過當の評價額に關しては無効である。而して保險者の權利は評價額に關してはこれにより影 保險契約の本質にその基礎を有し しなけ

額と稱したのは、 5 者は勿論保險者にありても、 てわる。 ・ る結果斯かる解釋を採るに至つたのであつて、獨逸商法の如く評價と言はずして塡補額と言へるは、評價の絕 額の減少を請求し得るに過ぎないのである。然し乍ら此れ はその 結果に於ては評價額の減少と同一になるか 然らば我商法上は如何と言ふに、評價は原則として絕對的であり、當事者を拘束するものであるから被保險 間接には評價額の引下げを求め得たと同様である。即ち我商法第三九四條は保險價額の減額と云はず塡補 同條は損害保險一 人名英格兰 人名斯特 医大学的人学会 人名 等人為人姓氏 的现在分词经过一个 如何に過當評價が著しくとも直接の減額は請求し得ない。只事故發生後其の塡補 般に闘する規定であり、 評價の時期を異にせる海上保險をも包括せしめた

者としても自己の利益 ると同時に、 するの 効である 者が證券所持者なる場合とれに對し無効を主張し得で且つこれが爲に證券の流通を妨げられるとの非難が qu'il y a dol ou fraude de sa part.) となし特に之を規定してゐる。而して保險者はその無効を主張し得るので 分が無効となり 旨を商法第三五八條に規定してゐるを以て、 ときに
丈被保險者の
詐僞的な過當
評價を問題に
すると言ふのであり、 を收受し且つ免責歩合を引上 あつて保険者の權利 るときは、 は 次 に佛 は事 蓋し當然である。 蘭西法に就 (S'il n'y a 故が發生してそれが被保險者に利益を齎らすことが確實になつたときに於てのみであるか 被保險者に對 當事者の特定の利益のみを顧慮して公益的動機を欠くときは、 塡補 ₽. である。 て説明 額の減額が行はれ得るものとされてゐるが、 のみを考慮することなく被保險者の利益をも考慮して兩者の調和 dol 而して若し姓に惡意も詐偽も有せざるときは被保險物件 しては保険契約は ₽. して見る。 げられることにより利益を受くるが爲に、 然し乍ら此の點に就ては保險者に對する非難がある。 fraude, le contrat est valable 同國商法第三五七條は被保險者に惡意又は詐偽ありたることを證 過失に依つて評價額が實際價額を超過したるときは、 無効である (mull à l'égard de l'assuré seulement, s'il jusqu'à 保險者としては評價額と實際價額 concurrence 亦商法第三五七條に對し 過當評價を容易に承認して事 保險者の要求と雖も認め de の價 ā 即ち保險者は valeur く額の限 を計ることが des 度に於て契約 ても善意 effets 多額の との 其 難 必要で 故發生 0 charges.) 比 prouvé 5 超 の第三 保險 明 保險 は有 あるか B 較 過 し あ を 0 Ø

Ø

海

上保険に於ける評價の効力

Ripert, op. cit., p. 591. 3)

⁴⁾ Voir Ripert, op. cit., pp. 592-3.

Ripert, op. cit., p. 590.

てゐるやうである。 保險者に返還せらるべきものとし(商法第三五八條三項)、その際保險料の千分の 超過 であるからその點をも併せ考慮してその調 として、 K 對してその絕對性を認め難いものとしてゐるのである。 は問題とすべきではなく、 他國とは異なつてゐる。 只損害塡補 勿論かゝる場合保險者は保險料全額を收得すべきは論理上當然と學者は認め の原則を破るが如きことあつては困るから佛蘭西で 和 を計るべきものである。從つて過當の評價 而して佛蘭西では其の超過 五丈保險者は保留し得るも 部分に對する保険 K あらざる限 は 評價 20 1 1 SE り些 Ø 拘 料 少 は

即ち英法に於て評價の拘束力の絕對性に關しては例外を認めてゐないのであつて、 ある。從つて被保險者は分損 を行ふべしと言ふものにあらざるを以て、 行ふに當り、 **險證券を離れて積荷の受けたる損害の程度を確立することを要すると言ふのであつて、被保險者が塡補** loss opens the policy" なる語 場合は然らず、此の場合は評價未濟と同様に取扱はると稱してゐたが、それは Mansfield それは全損たると分損たるとを問はずと規定してゐるが、一部の學者は全損の場合は拘束力を有するも分損 最後に英法は如何と言ふに、 商品の保険價額を證明してこれ の場合にありても全損の場合同 (Erasmus v. Banks) の誤解に出たるものであつて、其の眞の意義は分損の際 海上保險法第二七條三項は保險證券上の評價は當事者を拘束するものであつて 假令分損の場合にありても依然その評價は が評價額より小なる場合はその保險價額に對する割合により 様何等保險價額の證明を必要としないのである。 當事者を拘束する 一八七〇年の 卿 が言へる"an average 要求を В O 塡 は 6

North

of Of

Laffargue, op. cit., p. 239. 6)

⁷⁾ Ripert, loc. cit.

Arnould, ibid., p. 473. 8)

England Ins. Assoc. v. Armstrong れこれが保險價額に關し兩當事者即ち保險者被保險者を拘束するものなるときは、 の權利及び義務に關 して は兩當事者は評價に闘し爭ふことを得ざるものとす。」 事件に於ける Cockburn 判事の言へる如く「保險價額が證券上に記載 保險證券上より生する一 せら

とすることはないが、 することはないが、保險契約自體を無効ならしめてゐる。即ち、斯くの如く英法は評價に關し絕對的拘束力を認めてゐるのであるが、 次の場合には評價そのも のは何等問

界に於ける比價一對一五 合にその積荷に對し行はれた保險の場合である。 正當とされた事件が歴史上存したのであつて、それは且つて我國に於ける金銀比價が一 そのときは評價 には保險者を欺罔する目的を以て詐僞的に過大評價をなしたるときである。 の拘束力は絕對である。 ・五に對し餘りに銀が尊重されてゐた爲、 即ち Gow 氏の引用せる如く、 我國の金と交換せんが爲に銀を積込んだ場 送狀 面 過大評價必しも詐偽では 額の四倍 對四であつた當時の K 相當せる保険

るべきである。 價が保險者の承認を得て兩當事者共に其の事情を充分知了し居れる場合に於ても、 第 は 四 圍 の事 即ちそれは一方が他方に對し不公平であると言ふ理由でなく賭博取引を彈壓せんとする立法政 情から見て眞正の保險でなく賭博と考へられる場合に於てゞある。 その保険契約は無効とせ 斯かる場合は假め 令其 Ø 評

第三は被保険者の詐偽はなくとも 海 上保険に於ける評價の効力 (久木) 被保險者が其の 航海に有する利益に闘 し危険 の性質を變更せしむるが如 策に基い

て無効

なのである。

Cited in Arnould, ibid., p. 479.

¹⁰⁾ Arnould, ibid., pp. 474-481.

Gow, ibid., p. 69.

ぜしめ得るときである。 過大評價 し又は更に高率なる保險料を以てせざれば保險を引受けざるが如きもので、 斯 かる場合は保險者は危險測定上當然告知せらるべきもので、 の行はれた場合である。 例 へば普通 取引 0 性質 から離れ て投機的 その告知により保険者はその保険を拒絕 性質を帶ぶるに至るが如き場合であ 告知義務違反より來たる無効を生

を救 其の 賭博保險の禁止である。 額に闘す ふ如く、其の基礎として二つの内容を持つてゐる。即ち一は保險事故の任意發生を防止することであり、 補性に其の本質的な繋がりを持つものであるから、 らの逸 對 海上保險契約が損害塡補の契約であると言ふことは一つの公益的な原則であつて、 確定の して拘束力を生ずる理由を持つものであり、 脫ともなるのである。 保險價額に關する限り被保險者をして確定的 る損害塡補 困難な保険價 性の 損害塡補の原則が評價に關して意義を持つのは 額の前以て行はれる合意の確定である。即ちこれにより損害發生時の價 目 的 に副はんが爲に行はれ 然し乍ら評價は賭博保險の發生を防がんとして生れ 合意の拘束力と相俟つて時には たのは旣に述べた通りであつて、 評價が實際價額より著しく高い程度に行はれる場合は、
 地位に置かんとするものである。 此の後者に就ていある。 評價 たものであり、 後日確定せらるべ 此の原則は の結果は損 玆に於て評價は當事 害塡 評價は保險價 額 Weens 從つて損 確 補 定 き然も 0 Ø 他は 原 困

ימ

E

Weens, L'assurance de choses, 1927, p. 27,

ざるを得ないのである。 減額せしむることは、 ども又一 の意義を無効ならしめ、 て損害塡補 なるのは當然であつて、合意の拘束力をその程度に制限することは何等法律秩序に反するものではなく、 それが評價を通じて保險契約の本質を賭博保險に變ぜしむる限りに於て、 面に於て、 の原則を維持せんとすることによつて公益的性質を帶びるものと言はざるを得ないのである。 特に著しからざる過當評價を、 損害塡補性よりの離脱を虞れて合意の拘束力に甚しき制限を加ふることにより 被保險者の確定されたる地位を容易に動揺せしむるものとして賛成し難いものと言は 事故發生の時にのみ算定し得らるべき實際價額 評價額の減少となり塡補額 の限度に迄 **評價設定** の減額と 然れ 反つ

得ないのである。即ち評價は保險者の最高責任額を示めすもので保險者が其の全額に對して責任を負擔するも の損 たものとしては容易に首肯し難いところがあるのである。從つて法規の上に於て斯かる趣旨の特別規定の存す は言へ、他方に於ては明かに實損害をかけ離れた責任負擔の方法であるから、損害塡補の契約の本質に合致し 引き上げて保險者が其の塡補責任をとると言ふことは、 のなる以上は、 於ては特に實損額よりも少額に塡補し、 次に損害塡補額の算定に際し、 〈害率算定上要求されてゐるものとは言へ、損害塡補の原則より見れば其の目的に合したものとは考へられ 其の評價額を超過せざる限りその額に達する迄は、實際被保險者の受けたる損害を、 評價と實際價額との比例塡補の方法をとることは、 又過當評價にありては現實に實損額を明確にし乍ら、 一方に於ては評價の拘束力を一 實際價額の參 應維持してゐるものと 更に其の金額を 加 低評價に は單 に其

海上保険に於ける評價の効力

は損害塡補の目的に副ふものと考へざるを得ないのである。 る場合は別として、保險者の最高責任額迄は Au premier risque の保険として、保険者が負擔の責に任する

清養者 不然的發展各個不過

我多多年一一年以外一年一年一日 一年 等於 新疆 精神 不知 一年 美的

第二次報告的語彙 · 1、特別的問題 · 1、教授的 · 1、教授的 · 1、教育 · 1、教育

化放射 计记录 医骨髓 经债金 人名英格兰人姓氏克勒 化二苯基苯酚 医动物 医动物 医二种